留萌家畜衛生だより

第154号　令和8年6月

家畜伝染病予防法の改正について

令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正されました。

令和6年度、福岡県及び熊本県において発生したランピースキン病が法定伝染病に追加され、迅速な殺処分や移動制限、緊急ワクチン接種など、法的強制力のある防疫対策を継続して実施できる体制になりました。

豚熱については、従来の全頭殺処分から、必要な範囲に限定した選択的殺処分へ見直され、条件付きで農場管理者によるワクチン接種が可能となるなど、柔軟な対応へと移行しています。一方で、北海道は豚熱の発生がなく、ワクチン接種地域ではないので、豚熱発生時は従来どおり全頭の殺処分となります。

その他、海外からの輸入禁止品については、水際だけでなく国内での販売や陳列も明確に禁止され、家畜防疫官に店舗への立ち入り検査や違法品の廃棄権限が新たに付与されました。

高病原性鳥インフルエンザについて

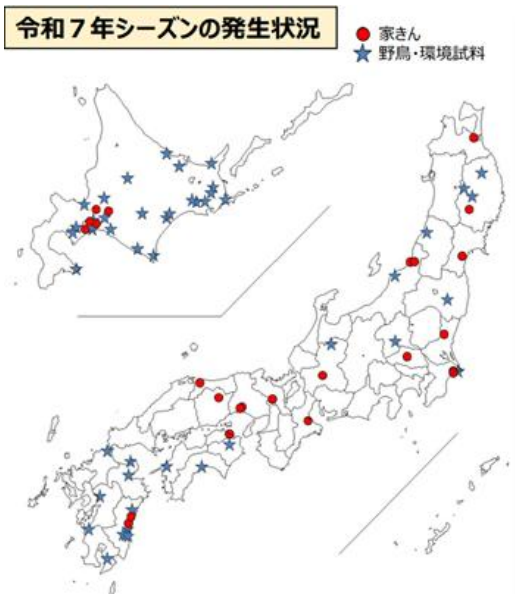

令和7年シーズンは、国内の家きん飼養農場において、16 道府県 24 事例で高病原性鳥インフルエンザが発生し、約 576 万羽が殺処分の対象となりました。大規模農場や既発農場での発生が多い傾向があるとされています。北海道内においても、5事例で本病の発生が確認されました（詳細は下表のとおり）。

野鳥（環境試料を含む）では、16 道府県 166 事例で本病が確認されており、渡り鳥のみならず、道内の各地域において、ハシブトガラスから相次いでウイルスが検出されました。

疑似患畜確認日	発生市町村	用途	飼養形態	飼養羽数
令和 7 年 10 月 22 日	白老町	採卵鶏	ケージ・平飼い	約 45.9 万羽
令和 7 年 11 月 2 日	恵庭市	採卵鶏	ケージ飼い	約 23.6 万羽
令和 7 年 12 月 29 日	由仁町	採卵鶏	平飼い	約 6,000 羽
令和 8 年 3 月 5 日	安平町	肉用鶏	平飼い	約 18.8 万羽
令和 8 年 3 月 25 日	千歳市	採卵鶏	ケージ飼い	約 46 万羽

引き続き飼養衛生管理基準を遵守徹底し、飼養家きんに死亡羽数の増加や特定症状が見られた場合の早期通報の徹底についてお願いします。

（参考）
農林水産省ホームページ「鳥インフルエンザに関する情報」
https://www.maffgo.jp/j/syouan/douei/tori/

豚熱（CSF）について

令和8年５月28日現在、国内の豚飼養農場において、26都県104事例で豚熱の発生が確認されています。北海道では豚飼養農場における本病の発生はなく、野生イノシシが生息していないことから、ワクチン接種は実施されていません。家畜伝染病予防法改正により選択的殺処分も可能となりましたが、ワクチン接種が前提であるため、北海道において選択的殺処分はを導入することはできません。

引き続き、道内への本病侵入防止のため、飼養衛生管理基準を遵守徹底するとともに、道外からワクチン接種豚や精液等が移動してこないよう導入元の確認、異状が認められた場合の早期通報についてお願いします。

写真出典：岐阜県

（参考）
農林水産省ホームページ「豚熱（CSF）について」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/

口蹄疫について

平成 22 年以降、国内における口蹄疫の発生はありませんが、世界各地で継続的に発生がみられます。令和8年1月、韓国で9か月ぶりの本病の発生が認められ、令和8年4月、中国では東アジアで初となる血清型（SAT1型）による発生が確認されました。SAT1型はアフリカ由来の本病ウイルスであり、中東を介して中国へ発生地域を拡大しています。

また、今年 1 月に新千歳空港に到着した、北京発の航空機に搭乗していた旅客の携帯品（山羊肉（蹄））から本病ウイルスが分離（生きているウイルスが検出）されています。人・物を介した国内への侵入リスクは非常に高い状況にあります。

毎日、飼養家畜の健康観察を行い、家畜伝染病を疑う場合は、直ちに獣医師や家畜保健衛生所に通報してください。また、関係者以外の立入制限や従業員の畜産物の持ち込みをさせないことを含め、農場内へのウイルス侵入防止対策を改めて確認してください。

アジアにおける口蹄疫の発生報告状況（2019年以降）

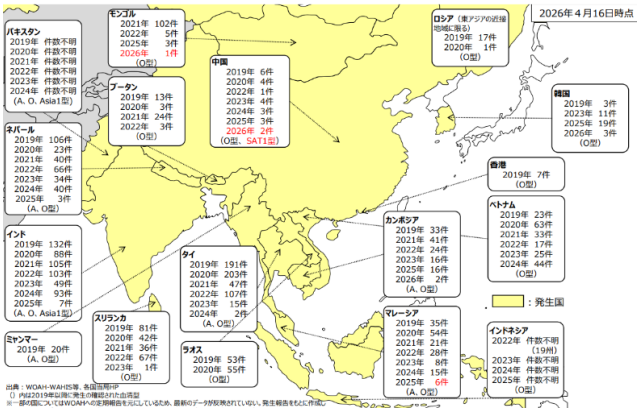

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、**泡状のよだれ**を流したり、**口、鼻、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～牛の症状～

～豚の症状～

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

牛では、１頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要です。

（参考）
農林水産省ホームページ「口蹄疫に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

アフリカ豚熱（ASF）について

アフリカ豚熱（ASF）は、発熱、出血性病変を特徴とする豚やいのししの悪性伝染病で、有効なワクチンや治療法がなく、感染した豚は高率に死亡します。国内では、家畜伝染病に指定されており、万が一発生した際には、豚熱と同様に患畜・疑似患畜を速やかにと殺する必要があります。

令和8年 5 月 27 日現在、韓国において、豚飼養農場 79 戸で本病の発生が確認されたうち、24 件が令和8年の発生となっており、韓国全土で発生が相次いでいます。日本から約

50km の距離にある釜山を含めて、野生イノシシでの感染も継続して確認されています。さらに、令和7年 10 月、台湾の豚飼養農場1戸でも発生があったため、アジア地域における本病の清浄国は日本のみとなりました。

発生国から持ち込まれた携帯品から、感染性を有する本病ウイルスが分離された事例もあることから、国内への侵入リスクが高い状況は継続しています。

（参考）
農林水産省ホームページ「アフリカ豚熱（ASF）について」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html

監視伝染病の発生状況について（令和8年1月以降）

区分	病名	家畜の種類	留萌管内（R8.5.27 現在）		北海道（R8.3.31 現在）	
			戸数	頭数	戸数	頭数
家畜伝染病	ヨーネ病	牛	1	2	119	289
		山羊			1	4
	高病原性鳥インフルエンザ	鶏			2	4
	高病原性鳥インフルエンザ（疑似患畜）	鶏			2	640,140
届出伝染病	牛ウイルス性下痢	牛			16	21
	牛ウイルス性下痢（疑症）	牛			2	2
	牛伝染性リンパ腫	牛	9	10	86	180（94）
	牛伝染性リンパ腫（疑症）	牛			1	1
	牛丘疹性口内炎	牛			1	1
	破傷風	牛			2	2
	サルモネラ症	牛			7	18
	牛伝染性鼻気管炎	牛			1	2
	馬鼻肺炎	馬			15	34
	豚丹毒	豚			3	11（11）
	豚繁殖・呼吸障害症候群	豚			1	1

（　）内は、と畜場発生頭数

道外からの家畜の導入について

　道外から家畜を導入する場合、2週間前までに移入家畜導入計画書を当所に届け出ることとしております。繁殖として使用する牛を導入した場合、3週間の着地検査期間中にヨーネ病の精密検査を実施しますので、導入を計画している場合は、必ず事前連絡をお願いします。

　また、北海道を除く都府県は、豚熱のワクチン接種推奨地域であるため、道外からの豚（愛玩用を含む）、精液及び受精卵等の導入はできませんのでご注意ください。

令和8年度　予防事業計画・実績

今年度の予防事業計画・実績は下記のとおりです。
該当市町村の飼養者、担当者の皆さま、検査へのご協力をよろしくお願いします。

検査名	実施区域	検査時期	検査対象
牛の ヨーネ病検査 ※	初山別村	5 月	24 か月齢以上の搾乳牛又は肉用繁殖牛
	苫前町	10,11 月	
牛の 伝達性海綿状脳症検査	管内一円	通年	●特定症状を呈する牛 ●特定症状以外の BSE を否定できない症状を呈する牛
みつばちの 腐蛆病検査	管内一円	8 月	全蜂群
飼養衛生管理基準 遵守状況確認のための 立入検査	管内一円	通年	鶏、豚、めん山羊飼養農場

※牛のヨーネ病検査を実施に併せて、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行います。

病性検定依頼の注意事項

検体搬入の際は、病性鑑定依頼簿等に検査個体の情報（個体識別番号、品種、性別、生年月日など）を記入し、検体と一緒に搬入してください。

① 疾病原因検索

疫学情報（ワクチン接種歴・発生経過など）も重要です。病性鑑定依頼簿などに疫学情報を記載するとともに、カルテの写しを添付してください。

必ず事前の連絡をお願いします。疾病原因検索の場合、治療前の発症初期に採材することが重要です。状況の確認と併せて必要な検体の相談をします

検査項目	搬入材料	採材量・頭数	採材方法・注意点
呼吸器病原因	鼻腔スワブ 全血（EDTA血） 血清	綿棒は1頭につき3本 	○なるべく鼻の奥から採材 ○採材後のスワブは**乾燥厳禁** →当日搬入が望ましいですが、輸送中に乾燥しそうであれば1～2滴の生理食塩水をいれる ○複数頭の採材が望ましい ○抗体検査用の後血清は、約3週間後に採材
下痢原因	糞便 鼻腔スワブ（BVD） 全血（BVD、サルモネラ） 血清	糞便はピンポン球大程度 	○糞便は直検手袋で採材 ○複数頭数の採材が望ましい ○抗体検査用の後血清は、約3週間後に採材
異常産原因	胎子 胎盤 母牛血清		○確定診断には、胎子・胎盤の搬入が重要 ○融解しやすいので、発見次第搬入が望ましい ○牛の場合は、家畜伝染病予防法第5条に基づくブルセラ症のサーベイランスを実施します。
病理組織学的検査	臓器	病変部を3cm×3cm×3cm大に切り取り、10～20%ホルマリンに入れてください。	○採材後、速やかに十分量のホルマリンに浸漬 ○送付時はホルマリンが漏れないよう密封容器に入れる

牛伝染性リンパ腫疑い	血清 全血 血液塗抹標本	血清･全血は2mL以上	○採材当日に搬入できない場合は、血液塗抹標本も併せて送付
小型ピロプラズマ疑い	全血 （EDTA血） 血液塗抹標本	全血は2mL以上	○血液塗抹を送付される場合であっても全血も併せて送付 ○採材当日に搬入できない場合は、血液塗抹も併せて送付

② 健康検査（移動のための検査など）

病性鑑定依頼簿等に個体識別番号、採材年月日、採材獣医師、証明書の必要の有無、結果の送付先、移動する場合は移動予定日を記載してください。また、必要に応じて血統登録証などの写しを添付してください。申請書は検体と同送してください。

検査項目	搬入材料	採材量	注意点
牛のヨーネ病	血清	2ml 以上	採材時に6か月齢以上であることを確認してください。
	糞便	ピンポン球大 	直検手袋で採材
牛ウイルス性下痢	血清 全血（EDTA 血） 鼻腔スワブ	2mL 以上 （血清、全血） 綿棒	6か月齢未満の場合は、血清と全血もしくは鼻腔スワブの両方を送付
牛伝染性リンパ腫	血清 全血（EDTA 血）	2mL 以上	6か月齢未満は遺伝子検査を行うので全血が必要

令和8年度　病性検定におけるヨーネ病検査日程

令和8年度は次の日程のとおり実施しますので、締切日までに検体の搬入をお願いします。移動などの予定がある場合は、日程に余裕を持った検査日に検体を搬入してください。

検体受付締切日	検査実施予定	採血推奨期間	参考
6 月 16 日　（火）	6 月 17 日	6月 10 日（水）　～　6月 16 日（火）	7月市場
7 月 14 日　（火）	7 月 15 日	7月 08 日（水）　～　7月 14 日（火）	8月市場
8 月 18 日　（火）	8 月 19 日	8月 12 日（水）　～　8月 18 日（火）	9月市場

9月29日　(火)	9月30日	9月23日(水)　～　9月29日(火)	10月市場
10月21日　(水)	10月22日	10月15日(木)　～　10月21日(水)	11月市場
11月17日　(火)	11月18日	11月11日(水)　～　11月17日(火)	12月市場
12月22日　(火)	12月23日	12月16日(水)　～　12月22日(火)	1月市場
1月19日　(火)	1月20日	1月13日(水)　～　1月19日(火)	2月市場
2月16日　(火)	2月17日	2月10日(水)　～　2月16日(火)	3月市場
3月24日　(水)	3月25日	3月18日(木)　～　3月24日(水)	4月市場

病性鑑定手数料一覧

項目	単価	備考(例)
病理解剖検査	5,950	死亡牛の解剖検査のみ
鏡検	780	BLV:白血球百分比、白血球数の測定 小型ピロプラズマ 内部寄生虫卵、コクシジウムの検査
一般培養	1,330	サルモネラの健康検査、 対策農場の同居牛・環境検査
特殊培養	3,400	嫌気培養以外、サルモネラの血清型別、薬剤感受性試験等
一般血清反応検査	820	抗体検査(オーエスキー病)
特殊血清反応検査	3,220	抗体検査(牛伝染性リンパ腫の抗体検査、馬パラチフスなど)
病理組織学的検査	2,950	
一般理化学的検査	1,400	血液生化学検査
特殊理化学的検査	3,160	・定性的な遺伝子検査(BLV、BVDVなど) ・抗原ELISA(BVDV等) ・イムノクロマト法(ロタウイルス、クリプトスポリジウムなど)
特殊遺伝子学的検査	6,680	ヨーネ病リアルタイムPCR法
解剖を含む総合病性検定	10,980	
解剖を含まない総合病性検定	7,670	呼吸器病原因検索、下痢原因検索など
特殊血清・遺伝子学的検査	4,400	ヨーネ病検査
特殊遺伝子・遺伝子学的検査	7,340	ヨーネ病検査のうちリアルタイムPCR法を使用するスクリーニング検査が対象
証明書	500	
特別診断:100㎞未満	5,790	
特別診断:100㎞以上	11,590	
焼却	29,460	
器具機械使用料	1,040	
保冷保管庫使用料	1,780	

BSE 検査について

令和7年度、BSE 検査を実施した 253 頭のうち、疾病別検査頭数の上位は右表のとおりです。

疾病別検査頭数			
（8疾患）		（7疾患）	
坐骨神経麻痺	99	脳炎	3
閉鎖神経麻痺	44	大脳皮質壊死症	2
乳熱	32	リステリア症	1
橈骨神経麻痺	24		
大腿神経麻痺	17		
腓骨神経麻痺	13		
ダウナー症候群	9		
脛骨神経麻痺	5		

8疾患：末梢神経麻痺による起立不能等を示す疾患
7疾患：中枢神経麻痺　　〃

〇飼養者の皆さまへ

獣医師から「検査『要』」の死亡獣畜処理指示書が発行された場合は、6か月齢未満の死亡牛であっても、必ず指示書を運搬業者に渡してください。死亡獣畜処理指示書に検査の「要」「否」が記載されていない時は、集荷前に発行獣医師に確認してください。

〇獣医師の皆さまへ

死亡獣畜処理指示書に、BSE検査「要」「否」のチェックや、「検査『要』」時の「症状又は疾患」の記載が抜けている事例が未だ散見されます。死亡牛の円滑な集荷運搬、BSE検査への大きな障害となりますので、正確に記載してください。

6か月齢未満の死亡牛については、飼養者から運搬業者に指示書が渡されず、未受検のまま処理される事例が発生しています。「検査『要』」となった死亡牛は、6か月未満であっても確実に指示書を発行し、運搬業者へ確実に渡すよう、飼養者へのご指導をよろしく願います。

また、診療所へ戻った際に、今一度指示書に誤りがないかを確認し、訂正が必要な時は、すぐに飼養者・運搬業者・当検査室に訂正の連絡をお願いします。すでに今年度も、指示書の訂正がなく、「検査『要』」の死亡牛が未受検のまま処理されていた事例が発生しています。

動物用医薬品を家畜に使用した場合に守るべき基準について

「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令」の一部改正により、次の2薬剤を投与した場合は、使用者が遵守すべき基準が設定されました。（表は一部省略して記載）

	動物用医薬品	対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
別表第1	ケトプロフェンを有効成分とする注射剤（省略）	牛（省略）	（省略）	食用に供するためにと殺する前4日間
別表第2	鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射剤（省略）	豚（省略）	（省略）	食用に供するためにと殺する前71日間

これらの動物用医薬品を対象動物・用法用量に基づかない投与をした場合には、畜産物への残留が起こる可能性があり、使用者の責任が問われますので、使用の際には十分ご注意ください。

（参考）
動物医薬品検査所ホームページ「動物用医薬品等に関する法令・通知等」
https://www.maff.go.jp/nval/hourei_tuuti/index.html

暑熱対策について

留萌管内は比較的冷涼で日射病・熱射病の発生が少ないと思われがちですが、近年、真夏日は増加傾向にあります。家畜は適温（乳牛は４～ 24℃）を超えると、採食量や抵抗力が低下し、その結果、乳量の減少や受精卵がダメージを受けて受胎率の低下など、長期的な被害が報告されています。

また、これから気温や湿度が上がると、サルモネラが環境で増殖しやすい時期になります。暑熱対策とあわせて環境整備により、サルモネラ症の発生を防止しましょう。サルモネラ症を疑うときは当該牛を隔離して、すぐに病性鑑定を受検してください。

令和8年度　職員体制と緊急連絡先

所長　小川　英仁

次長　神間　清恵

＜BSE 検査室＞
BSE 検査室長　山本　雅也

主査（危機管理）　中薗　将友
主査（薬事・安全）　（欠員）
獣医師　酒井　悠輔

【　連絡先　】

北海道留萌家畜保健衛生所	TEL(01632)5-1226　FAX(01632)5-1165
北海道留萌家畜保健衛生所BSE検査室	TEL(01632)9-3515　FAX(01632)9-3711

夜間や休日など当所閉庁日における緊急時は、留萌振興局・総合案内（0164-42-8404）に連絡してください。

【北海道留萌家畜保健衛生所 HP】
https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.html